

# 今後の生乳流通・取引体制等のあり方について（案）

平成二十七年七月九日

自由民主党農林水産戦略調査会  
畜産・酪農対策小委員会  
生乳流通・取引体制等検討ワーキングチーム

## 一 検討の経緯及びWTにおける議論の総括

今後の生乳流通・取引体制等については、「平成二十七年度畜産物価格等の決定に当たつて」（平成二十七年一月十四日、農林水産戦略調査会、農林部会、畜産・酪農対策小委員会）を踏まえ、本年三月、同小委員会の下に「生乳流通・取引体制等検討ワーキングチーム（WT）」を設置し、以降九回にわたり、関係者からのヒアリングを行うとともに鋭意検討を重ねてきた。この中で、次のような議論があつた。

- ① 生乳取引について  
・ 生乳業者団体からは、乳価改定時期が遅くなつていて、乳価交渉に使用する統計データの提供に何らかの工夫ができるないか、交渉の過程が不透明との意見があつた。
  - ② 生乳流通について  
・ 生産者団体からは、指定団体の広域化により震災等の際にも需給調整機能が発揮され、牛乳製品の安定供給が確保されたことを評価する意見があつた。  
・ 団体の再編等を検討すべきであるが、まずは一県一団体化等により会員組織・業務の見直しを図るべきとの意見があつた。
- これらの意見に対し、WTの委員からは、酪農家の所得向上に向けて、「乳価交渉力の強化が必要」、「一県一団体化を進めるべき」、「経費の透明性が低いのではないか」、「輸送方法の見直し等により集送乳の合理化を進めるべき」等の意見が出された。

- ## 二 今後の対応について
- 酪農家戸数が減少するとともに、生乳生産量の減少に伴い、需給環境が逼迫傾向にある中、生産基盤の強化及び酪農家の所得向上が喫緊の課題となつていい。こうした認識の下、WTでの議論を経て集約した、指定団体を中心とした生乳流通・取引に係る以下の事項について、農林水産省は、関係団体等を指導するとともに、関係団体等は、「酪農家目線」に立つて、可能な限り早急にかつ計画的に対応を講じることを求める。

生乳取引については、生産コストが上昇する中、乳価改定時期の遅れや交渉結果の不透明性など、交渉を委ねている酪農家から不安の声が上りつてゐることなどから、乳価交渉力の強化等のため、以下の取組が必要である。

(二) 指定団体の再編  
酪農家戸数や受託乳量の減少を踏まえ、遅くとも平成三十二年度までに指定団体の再編を実現するものとする。このため、農林水産省は、中央酪農会議に対し、再編も含めた望ましい指定団体の姿を明らかにした上で、平成二十七年度内に、指定団体と協議の上、具体的な計画を策定するよう指導すべきである。

(三) 生乳取引のあり方の検討  
農林水産省は、指定団体及び乳業者が、平成二十八年度の取引から適用できるよう、生乳取引のあり方に係る以下の事項について検討する場を設けるべきである。  
① 乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定や地域ごとの生産コスト等を踏まえた乳価交渉のあり方  
② 生産費調査を補完する直近の生産資材等の統計データの提供方法  
③ 乳価交渉の結果やその経過並びに根拠等の生産者への周知方法等  
④ 現在の需給動向を適切に反映し得る生乳の入札制度の導入に向けた具体的な対応

(四) 消費者等の理解醸成  
生産者団体及び乳業者は、多様な消費者ニーズへの対応のため、特色ある生乳のプレミアム取引を積極的に活用すべきである。

(五) 生乳流通体制について  
酪農家戸数や受託乳量の減少を踏まえ、酪農家の負担を軽減するため、生乳流通体制の合理化は喫緊の課題であることから、農林水産省は、指定団体に対し、以下の事項について、地域ごとの課題を十分に踏まえつつ、早急に改善されるよう、平成二十七年度内に、会員団体等と協議の上、具体的な計画を策定するよう指導すべきである。

また、計画において、生乳流通コストの削減に向けた取組を踏まえた毎年度の削減目標を設定し、計画的な削減に努めるべきである。農林水産省は、策定された計画の達成が円滑に進められるよう必要な措置を検討すべきである。

## (一) 中間コストの削減

① 現行組織・業務の見直し  
指定団体及び会員団体等は、生乳販売業務について、各段階での重複を排除するため、当該業務の指定団体への一元化に向けた工程を策定すべきである。

なお、一県一団体化を達成していない会員団体は、酪農家の意見も踏まえつつ、課題整理と解決のための方策を検討し、一県一団体化を推進するべきである。

(2)

② 乳代から控除される経費の見直し  
指定団体及び会員団体等は、酪農家負担の軽減の観点から、①の現行組織・業務の見直しに併せて手数料の見直しを進めるとともに手数料や集送乳経費等、控除経費の透明性を更に向上させるべきである。  
イ 具体的には、指定団体及び会員団体等は、農林水産省の指導に基づき、生乳販売業務と生産指導業務に係る手数料の区分を明確化した上で、組織・業務の見直しに併せて手数料を見直すとともに開示すべきである。  
ロ 向上に資するよう、指定団体及び会員団体等は、控除経費項目の簡素化を進めるとともに、指定団体は、会員団体等の控除経費を把握し、これを農林水産省に報告すべきである。  
ハ 農林水産省は、報告内容を酪農家が比較可能なように分析、整理し、適切な方法により開示すべきである。

## (二) 物流コストの削減

集送乳経費の削減を図るため、集送乳業務の指定団体への一元化を推進し、集乳路線の更なる合理化を進めるとともに、タンクローリーの大型化やクーラーステーションの再編等を進め、ソフトタンクについて衛生面での課題を検討した上で活用するなど更なる輸送効率化を進めるべきである。また、集送乳を担う運送業者の選定等に当たっては、競争入札の実施により経費削減と透明性確保を図るべきである。

## (三) 対応状況の検証について

党としては、これらについての農林水産省や関係団体等の対応状況等を定期的に検証するものとする。

## (四) 酪農基盤の強化について

以上のような取組に加えて、国内供給力を確保し、酪農家の所得を向上させるためには、地域の酪農生産基盤の強化及び収益性向上を図ることが極めて重要である。このため、農林水産省は、畜産クラスター等の取組について、継続的に推進するべきである。また、酪農経営の安定のため、現行制度の趣旨を踏まえつつ、必要に応じて、そのあり方を検討すべきである。

右のとおり、取りまとめる。

以上